トピックス (主な行事) DISCLOSURE

● トピックス(主な行事)

4月	●入組式・職員の定期人事異動を行いました。 ●青年部「第 14 回通常総会」を開催しました。	9月	●札幌の農産物を PR する目的で、さとらんどにて青年部主催の直売を行いました。 ●さっぽろハーベストランド収穫祭に参加しました。
5月	●苗物市・園芸市を各地区で開催しました。●資産管理部会「第 15 回通常総会」を開催しました。●青色申告会「第 11 回通常総会」を開催しました。	10月	開催しました。 ● JA 共済主催の介護犬によるデモンスト レーション「はたらくワンワンランド」 を開催しました。
6月	 5月 ●地区別懇談会(全12地区)を開催し、 平成24年度の決算報告と財務状況の説明を行いました。 ●「第15回通常総代会」を開催しました。 ●とれたてっこ前・しのろとれたてっこが 	11月	●地区別懇談会(全12地区)を開催しました。●女性部「第15回女性の集い」を定山渓ビューホテルで開催しました。
	営業開始しました。	12月	●青年部「支部対抗親睦ボウリング大会」 を開催しました。
大会」を スで開催 ●玉葱部会! ●JA グル- (コンサト 済サンキ た。	●「第 12 回 JA さっぽろ親睦パークゴルフ 大会」を恵庭市花夢里パークゴルフコー スで開催しました。	1月	●「第 16 回組合員親睦温泉湯治」を登別 温泉「まほろば」で開催しました。
	●東経済センターを清田支店内に移転しま	2月	●監事と常勤理事の意見交換会を行いました。 ●女性部役員と常勤役員の意見交換会を行いました。 ●青年部役員と常勤役員の意見交換会を行いました。 ● JA さっぽろ女性大学 [L カレッジ] を開
8月	月 ●JA まつり(支店祭)を各地区(9 地区) で開催しました。〈8 月~10 月〉 ●食農教育応援事業「わくわく農感塾」バ スツアーを開催しました。		I カイン つはつ女性人子「L カレッシ」を開 講しました。
		3月	●女性部「第 15 回通常総会」を開催しました。

JA SAPPORO DISCLOSURE

●沿革・歩み

-	
昭和 43 年	 札幌市農業協同組合発足(合併参加組合 12)
昭和 44 年	札幌市農林会館落成
昭和 44 年	東白石支店開設
昭和 46 年	市内開拓農協と合併
昭和 47 年	貯金残高・長期共済保有契約高 100 億円達成
昭和 48 年	
昭和 50 年	
昭和 51 年	西野支店開設
昭和 52 年	· 菊水元町支店開設
昭和 53 年	長期共済保有高 400 億円達成
昭和 55 年	オンラインネットサービス開始
昭和 55 年	川沿支店開設
昭和 57 年	北農会館支店開設
昭和 57 年	本店(中央支店)移転新築落成
昭和 57 年	貯金残高 400 億円達成
昭和 58 年	霊園駅前支店(旧・南平岸支店)開設
昭和 59 年	長期共済新契約高 200 億円・保有契約高 1,000 億円達成
昭和 59 年	全銀内国為替制度に加盟
昭和 63 年	系統全国オンラインネットに加入
昭和 63 年	星置支店開設
昭和 63 年	貯金残高 600 億円・長期共済保有契約高 2,000 億円達成
平成 元年	豊平東部農業協同組合と合併
平成 3年	貯金残高 1,000 億円・長期共済保有契約高 3,000 億円達成
平成 4年	愛称「JA さっぽろ」採用
平成 5年	CI(AI)宣言、AI協議会発足
平成 5年	横浜南農業協同組合と姉妹提携調印
平成 5年	新川支店開設
平成 5年	長期共済保有高 4,000 億円達成
平成 6年	貯金残高 1,200 億円達成
平成 6年	JA 月寒中央ビル完成
平成 7年	学生会館「JA ドーミー平岸」完成
平成 7年	藻岩・川沿支店統合(現・川沿支店)
平成 7年	JA さっぽろ記念事業「ふれあい 95 〜絆〜」開催
平成 8年	「JA さっぽろフェスタ '96」をサッポロさとらんどで開催
平成 10 年	札幌市内 5JA 合併「新生 JA さっぽろ」誕生(札幌・厚別・北札幌・篠路・新琴似)
平成 10 年 平成 10 年	営農 10 部会本部組織結成
平成 10 年 平成 11 年	ラルタ平岸店オープラ 篠路南・篠路中央支店統合(現・篠路支店)
平成11年平成12年	新琴似支店移転新築落成
平成 12 年 平成 13 年	村多は文店を批析来治成 中央支店・北農会館支店統合(現・中央支店)
平成 13 年 平成 13 年	中央文店・北長云毘文店机古(兄・中央文店) 本店営業部新設
平成 13 年 平成 14 年	本内含未成物
平成 15 年	同日中日公成立 琴似支店建替新築落成
平成 16 年	- フルツ西町店オープン
, ,,,,, , , ,	500 15
平成 17 年	営農部会を9部会に編成
平成 18 年	一体路支店新築落成
平成 19 年	上篠路 2 号倉庫新築落成
平成 21 年	藤野支店・石山支店統合(現・南支店)
平成 22 年	平岸支店・澄川支店・南平岸支店統合(現・平岸支店)
	ワルツ平岸店を南平岸支店跡へ移転
平成 23 年	手稲支店・星置支店統合(現・手稲支店)
平成 24 年	- プログラグ フルツ平岸店を平岸支店内に移転(不動産プラザ平岸店)
	清田支店新築落成
平成 25 年	清田支店・北野支店統合(現・清田支店)
	東経済センターを清田支店内に移転
	琴似支店・新川支店統合(現・琴似支店)

ディスクロージャー誌の記載項目についてRE

このディスクロージャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定 に基づいて作成しています。

なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

●単体

〔農業協同組合法施行規則 第204条第1項より〕

- イ JAの概況および組織に関する次に掲げる事項
 - (1) 業務の運営の組織
 - (2) 理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名
 - (3) 事務所の名称および所在地
 - (4) 当該 JA を所属 JA とする特定信用事業代理業者に関する次に掲げる事項
 - (i) 当該特定信用事業代理業者の商号、名称または氏名および所在地
 - (ii) 当該特定信用事業代理業者が当該 JA のために特定信用事業代理業を営む営業者 または事務所の所在地
- □ JA の主要な業務の内容
- ハ JA の主要な業務に関する次に掲げる事項
 - (1) 直近の事業年度における事業の概況
 - (2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
 - (i) 経常収益(第143条第2項第1号に定める事業の区分ごとの事業収益およびその合計)
 - (ii) 経常利益または経常損失
 - (iii) 当期剰余金または当期損失金
 - (iv) 出資金および出資口数
 - (v) 純資産額
 - (vi) 総資産額
 - (vii) 貯金など残高
 - (viii) 貸出金残高
 - (ix) 有価証券残高
 - (x) 単体自己資本比率
 - (xi) 農協法第52条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額
 - (xii) 職員数
 - (3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表第4の上欄に掲げる項目の別に応じ同表の下欄に定める記載事項

項目	記載事項
主要な業務の状況を示す指標	1 事業粗利益および事業粗利益率
	2 資金運用収支、役務取引など収支およびその他事業収支
	3 資金運用勘定および資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび総資金利 ざや
	4 受取利息および支払利息の増減
	5 総資産経常利益率および資本経常利益率
	6 総資産当期純利益率および資本当期純利益率
貯金に関する指標	1 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高
	2 固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金およびその他の区分ごとの 定期貯金の残高
貸出金などに関する指標	1 手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高
	2 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高

JA ディスクロージャー誌の記載項目について

	3 担保の種類別(貯金など、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証および信用の区分をいう。)の貸出金残高および債務保証見返額
	4 使途別(設備資金および運転資金の区分をいう。)の貸出金残高
	5 主要な農業関係の貸出実績
	6 業種別の貸出金残高および当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合
	7 貯貸率の期末値および期中平均値
有価証券に関する事項	1 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債および商品政府保証債およびその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高
	2 有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国国債および外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高
	3 有価証券の種類別の平均残高
	4 貯証率の期末値および期中平均値

- 二 JA の業務の運営に関する次に掲げる事項
 - (1) リスク管理の体制
 - (2) 法令遵守の体制
- ホ JA の直近の 2 事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
 - (1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書
 - (2) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額
 - (i) 破綻先債権(元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。)に該当する貸出金
 - (ii) 延滞債権(未収利息不計上貸出金であって、(i) に掲げるものおよび債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。以下同じ。)に該当する貸出金
 - (iii) 3カ月以上延滞債権(元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金((i) および(ii) に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)に該当する貸出金
 - (iv) 貸出条件緩和債権(債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金((i) から(iii) までに掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。) に該当する貸出金
 - (3) 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。) にかかる貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額(※当JAは該当無し)
 - (4) 自己資本の充実の状況について農林水産大臣および金融庁長官が別に定める事項
 - (5) 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益
 - (i) 有価証券
 - (ii) 金銭の信託
 - (iii) デリバティブ取引 (有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。) (※当 JA は該当無し)
 - (iv) 金融などデリバティブ取引(※当 JA は該当無し)
 - (v) 有価証券関連店頭デリバティブ取引(※当 JA は該当無し)
 - (6) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額
 - (7) 貸出金償却の額

ディスクロージャー誌の記載項目についてRE

〔金融庁告示 農林水産省告示 第四号(平成 19 年 3 月 23 日) に規定する「自己資本の充実の状況」第 2 条 (単体) より〕

- 1. 定性的な開示事項
 - 一 自己資本調達手段の概要
 - 二 JA の自己資本の充実度に関する評価方法の概要
 - 三 信用リスクに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針および手続の概要
 - ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
 - (1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関など(適格格付機関、経済協力開発機構および輸出信用機関をいう。以下同じ。)の名称(使用する適格格付機関などを変更した場合には、その理由を含む)
 - (2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関などの名称
 - 四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要
 - 五 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要
 - 六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
 - 七 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針および手続の概要
 - ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
 - 八 農業協同組合法施行令(昭和 37 年政令第 271 号)第 1 条の 6 第 5 項第 3 号に掲げる出資その他これに類するエクスポージャー(以下「出資など」という。)または株式などエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要
 - 九 金利リスクに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針および手続の概要
 - □ JA が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

2. 定量的な開示事項

- 一 自己資本の構成に関する次に掲げる事項
 - イ 基本的項目の額および次に掲げる事項の額
 - (1) 出資金、回転出資金および資本準備金
 - (2) 利益剰余金
 - (3) 基本的項目の額のうち(1) および(2) に該当しないもの
 - (4) 自己資本比率告示第4条第1項第1号から第3号までの規定により基本的項目から控除した額
 - (5) 自己資本比率告示第4条第1項第4号の規定により基本的項目から控除した額
 - □ 自己資本比率告示第5条に定める補完的項目の額
 - ハ 自己資本比率告示第6条に定める控除項目の額
 - 二 自己資本の額
- 二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
 - イ 信用リスクに対する所要自己資本の額(口およびハの額を除く。)およびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
 - (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオおよび標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
 - ロ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち JA が使用する次に掲げる 手法ごとの額

ディスクロージャー誌の記載項目について

- (1) 基礎的手法
- ハ 単体自己資本比率および自己資本比率告示第2条の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合
- 二 自己資本比率告示第2条の算式の分母の額に4パーセントを乗じた額
- 三 信用リスクに関する次に掲げる事項
 - イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから 大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。) およびエクスポージャーの主な種 類別の内訳
 - ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額およびそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
 - (1) 地域別
 - (2) 業種別または取引相手の別
 - (3) 残存期間別
 - ハ 3 月以上延滞エクスポージャーの期末残高またはデフォルトしたエクスポージャーの期末残高およびこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
 - (1) 地域別
 - (2) 業種別または取引相手の別
 - 二 一般貸倒引当金および個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額(一般貸倒引当金および個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高および期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。)
 - (1) 地域別
 - (2) 業種別または取引相手の別
 - ホ 業種別または取引相手の別の貸出金償却の額
 - へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク 削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第6条第1項第2号および第5号(自己資本比率告示第101条および第110条第1項において準用する場合に限る。)の規定により 資本控除した額
- 四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項
 - イ 標準的手法または基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額
 - (1) 適格金融
 - ロ 標準的手法または内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証またはクレジット・ デリバティブが適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限 る。)の額
- 五 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項
- 六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- 七 出資などまたは株式などエクスポージャーに関する次に掲げる事項
 - イ 貸借対照表計上額、時価および次に掲げる事項にかかる貸借対照表計上額
 - (1) 上場している出資などまたは株式などエクスポージャー(以下「上場株式などエクスポージャー」)
 - (2) 上場株式などエクスポージャーに該当しない出資などまたは株式などエクスポージャー
 - ロ 出資などまたは株式などエクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額
 - ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
 - 二 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額
- 八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
- 九 金利リスクに関して JA が内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済的価値の増減額

ディスクロージャー誌の記載項目についてRE

● 連結

〔農業協同組合法施行規則 第205条第1項より〕

- イ JA およびその子会社などの概況に関する次に掲げる事項
 - (1) JA およびその子会社などの主要な事業の内容および組織の構成
 - (2) JA の子会社などに関する次に掲げる事項
 - (i) 名称
 - (ii) 主たる営業所または事務所の所在地
 - (iii) 資本金または出資金
 - (iv) 事業の内容
 - (v) 設立年月日
 - (vi) JA が有する子会社などの議決権の総株主、総社員または総出資者の議決権に占める割合
 - (vii) JA の一の子会社など以外の子会社などが有する当該一の子会社などの議決権の総株主、総社員または総出資者の議決権に占める割合
- □ JA およびその子会社などの主要な業務に関する次に掲げる事項を当該 JA および当該子会社などにつき連結したもの
 - (1) 直近の事業年度における事業の概況
 - (2) 直近の5連結会計年度(連結貸借対照表、連結損益計算書および連結剰余金計算書の作成にかかる期間をいう、以下同じ)における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
 - (i) 経常収益(第143条第2項第1号に定める事業の区分ごとの事業収益およびその合計)
 - (ii) 経常利益または経常損失
 - (iii) 当期利益または当期損失
 - (iv) 純資産額
 - (v) 総資産額
 - (vi) 連結自己資本比率
- ハ JA およびその子会社などの直近の 2 連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項を当該 JA および当該子会社などにつき連結したもの
 - (1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金計算書
 - (2) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額
 - (i) 破綻先債権に該当する貸出金
 - (ii) 延滞債権に該当する貸出金
 - (iii) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金
 - (iv) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金
 - (3) 自己資本の充実の状況について農林水産大臣および金融庁長官が別に定める事項
 - (4) 当該 JA およびその子法人などが二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益(事業収益)の額、経常利益または経常損失の額および資産の額として算出したもの(各経常収益などの総額に占める割合が少ない場合を除く。)

A ディスクロージャー誌の記載項目について

〔金融庁告示 農林水産省告示 第四号(平成 19年3月23日)に規定する「自己資本の充実の状況」第3条(連結)より〕

- 1. 定性的な開示事項
 - 一 連結の範囲に関する次に掲げる事項
 - イ 自己資本比率告示第 11 条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則(昭和 51 年大蔵省令第 28 号)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点
 - ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称および主要な業務の内容
 - ハ 自己資本比率告示第 14 条第 1 項第 2 号イまたは口に掲げる控除項目の対象となる会社の数並び に主要な会社の名称および主要な業務の内容
 - 二 自己資本比率告示第 15 条が適用される金融業務を営む関連法人などの数並びに主要な金融業務 を営む関連法人などの名称および主要な業務の内容
 - ホ 農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 11 条の 45 第 1 項に規定する会社のうち同項第 1 号に掲げる業務を営むものまたは同法第 11 条の 47 第 1 項第 5 号に掲げる会社のうち従属業務を営むもの若しくは同項第 6 号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称および主要な業務の内容
 - へ 連結グループ内の資金および自己資本の移動にかかる制限などの概要
 - 二 自己資本調達手段の概要
 - 三 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要
 - 四 信用リスクに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針および手続の概要
 - ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
 - (1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関などの名称(使用する適格格付機関などを変更した場合には、その理由を含む。)
 - (2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関などの名称
 - 五 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要
 - 六 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要
 - 七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針および手続の概要
 - ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
 - ハ 証券化取引に関する会計方針
 - 二 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)
 - 八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針および手続の概要
 - ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
 - 九 出資などまたは株式などエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要
 - 十 金利リスクに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針および手続の概要
 - ロ 連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

2. 定量的な開示事項

一 自己資本比率告示第 14 条第 1 項第 2 号イまたは口に掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制 上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

ディスクロージャー誌の記載項目について

- 二 自己資本の構成に関する次に掲げる事項
 - イ 基本的項目の額および次に掲げる事項の額
 - (1) 出資金、回転出資金および資本剰余金
 - (2) 利益剰余金
 - (3) 連結子法人などの少数株主持分の合計額
 - (4) 基本的項目の額のうち(1)から(3)までに該当しないもの
 - (5) 自己資本比率告示第12条第1項第1号から第5号までの規定により基本的項目から控除した額
 - (6) 自己資本比率告示第 12 条第 1 項第 6 号の規定により基本的項目から控除した額
 - □ 自己資本比率告示第 13 条に定める補完的項目の額
 - ハ 自己資本比率告示第14条に定める控除項目の額
 - 二 自己資本の額
- 三 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
 - イ 信用リスクに対する所要自己資本の額(口およびハの額を除く。)およびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
 - (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオおよび複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
 - ロ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
 - (1) 基礎的手法
 - ハ 連結自己資本比率および自己資本比率告示第10条の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合
 - 二 自己資本比率告示第10条の算式の分母の額に4パーセントを乗じた額
- 四 信用リスク (信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く。) に関する次に掲げる事項
 - イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから 大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。)およびエクスポージャーの主な種 類別の内訳
 - ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額およびそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
 - (1) 地域別
 - (2) 業種別または取引相手の別
 - (3) 残存期間別
 - ハ 3月以上延滞エクスポージャーの期末残高またはデフォルトしたエクスポージャーの期末残高およびこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
 - (1) 地域別
 - (2) 業種別または取引相手の別
 - 二 一般貸倒引当金および個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額(一般貸倒引当金および個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高および期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。)
 - (1) 地域別
 - (2) 業種別または取引相手の別
 - ホ 業種別または取引相手の別の貸出金償却の額
 - へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク 削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体 の1パーセント未満である場合には、区分を要しない。)並びに自己資本比率告示第14条第1 項第3号および第6号(自己資本比率告示第101条および第110条第1項において準用する場合に限る。)の規定により資本控除した額

ディスクロージャー誌の記載項目について

- 五 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項
 - イ 標準的手法または基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額
 - (1) 適格金融資産担保
 - ロ 標準的手法または内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額
- 六 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- 七 証券化エクスポージャーに関する事項
- 八 出資などまたは株式などエクスポージャーに関する次に掲げる事項
 - イ 連結貸借対照表計上額、時価および次に掲げる事項にかかる連結貸借対照表計上額
 - (1) 上場株式などエクスポージャー
 - (2) 上場株式などエクスポージャーに該当しない出資などまたは株式などエクスポージャー
 - ロ 出資などまたは株式などエクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額
 - ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
 - 二 連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額
 - ホ 自己資本比率告示附則第 11 条が適用される株式などエクスポージャーの額および株式などエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額
- 九 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
- 十 金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済的価値 の増減額

金融商品の勧誘方針

当 JA は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売などの勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者のみなさまに対して適正な勧誘を行います。

- 1. 組合員・利用者のみなさまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2. 組合員・利用者のみなさまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に 理解していただくよう努めます。
- 3. 不確実な事項について断定的な判断をしたり、事実ではない情報を提供するなど、組合員・利用者のみなさまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者のみなさまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5. 組合員・利用者のみなさまに対し、適切な勧誘が行なえるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者のみなさまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。